

千葉市介護職員研修受講者支援事業について

1 事業の概要と目的

介護職員初任者研修または介護福祉士実務者研修を修了し、介護職として就労している方を対象に、受講に要した費用の半額を助成することにより、より質の高い介護人材の確保を図ることを目的としています。

2 助成対象者

次の（１）から（５）のいずれにも該当する方

- （１）申請日の１年前の日から申請日までに介護職員初任者研修または介護福祉士実務者研修を修了している方
- （２）千葉市在住者で介護施設等に介護職として就労している方、または千葉市外在住者で千葉市内の介護施設等に介護職として就労している方
- （３）研修に係る経費について、支払いを完了している方
- （４）研修に係る経費について、他の公的制度から助成を受けていない方
- （５）住所地の市町村税に滞納がない方

※１ 一部対象とならない介護施設等があります。

※２ 就労の形態は常勤、非常勤（パート勤務）、派遣を問いません。

3 助成額

申請者本人が研修実施機関に支払った研修受講費用の半額（１０円未満は切捨て、上限額は初任者研修５０，０００円、実務者研修１００，０００円）とします。

4 助成人数

先着、初任者研修６０人、実務者研修５０人

※予算がなくなり次第、終了となります。

5 申請受付開始時期

令和５年６月から（予定）

※詳細は、広報誌「ちば市政だより」や市ホームページでお知らせします。

事業者様へのお願い

（１）就業中の方で対象となる方がいらっしゃいましたら、本制度の周知をお願いします。

（２）申請時に、事業者による就業証明を要しますので、ご協力をお願いします。

※ 申請内容不備による書類の返送、再提出が増えております。記載例を参考に、誤り及び記載漏れがないか、事業者様におかれましても今一度ご確認ください。